本項は、意匠図面の基本的な記載ルールと、その重要性についてまとめています。

【意匠図面の基本的な記載の仕方】

■ 1. 意匠図面は立体の形状を表す

・意匠法の保護対象は、現実の立体物そのものではなく、

出願された図面で表現された形状等です。

・このため、図面の正確性・明確性が非常に重要です。

**・図面＝意匠権の範囲を特定する基準となります。**

■ 2. 図面作成の目的

・意匠図面は、第三者がその形状等を、

誤解なく正しく理解できるように描く必要があります。

・そのため、特許庁では、図面の作成にあたって詳細な様式やルールを定めています。

**・図面＝描き方が決まっているので、それに倣えばよい。**

■ 3. 図面に含める内容

・意匠の構成要素を正確に表すために必要な図（例：６面図、断面図など）。

・意匠全体がどのような形状等で構成されているかを、

図面を通して明確に特定できるようにする。

**・図面＝必要な構成は提示されるので、その通りにすればよい。**

■ 4. 補助的な図（参考図など）の取り扱い

・意匠の理解を助けるために、必要に応じて補助図も記載する。

・ただし、以下のような図は本来の意匠構成要素と区別する必要がある：

-使用状態を示す図（例：家具に人が座っている図など）

-内部構造や原理を示す図

-動作や効果の説明を補助する図

・これらはすべて「○○参考図」などと明示し、

意匠そのものを構成する図と混同されないようにする。

**・図面＝意匠権の範囲を特定する基準ではない、ただのイラスト。**

【実務上のポイント】

図面の位置づけ：　意匠権の客体（＝保護される対象）を確定する

作図の原則：　正確・明確・誤認を与えないこと

使用する図の種類：　6面図、必要に応じて斜視図・断面図など

補助的な図：　使用状態図・展開図・参考図など（必ず「参考図」と明示）

区別の明示：　構成要素を示す図と、理解補助の図は明確に区別する

【まとめ】

意匠出願の図面は、単なる「イラスト」ではなく、権利範囲を定める法的資料です。

したがって：

**・作図には決まった様式や表現方法のルールがある**

**・出願人だけでなく審査官や第三者にも誤解なく伝わる図面であることが重要**

**・補助図はあくまで参考情報であり、意匠の本体とは別に扱う**